平成２４年（フ）第３３４号
熊本県宇城市松橋町久具706　ピース21―１階―102号室、住民票上の住所熊本県宇城市不知火町長崎3687番地
債務者　本田　祐子
１　決定年月日時　平成24年６月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３３５号
熊本県宇城市松橋町久具706　ピース21―１階―102号室、住民票上の住所熊本県宇城市不知火町長崎3687番地
債務者　本田　清貴
１　決定年月日時　平成24年６月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３３６号
熊本市北区清水本町２番18―303号
債務者　矢羽田美代子
１　決定年月日時　平成24年６月26日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３４１号
熊本市南区田井島３丁目１番６号　ファミール有田Ａ棟Ｃ―２
債務者　小本　篤男
１　決定年月日時　平成24年６月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３４６号
熊本市西区春日４丁目11番６号
債務者　樋口るみ子
１　決定年月日時　平成24年６月27日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３４７号
熊本市中央区城東町５番42号　パレイシャル生駒805号
債務者　堀田　愼悟
１　決定年月日時　平成24年６月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月25日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２６９号
川崎市川崎区藤崎２丁目18番７―101号　エコーグリーン藤崎、前住所川崎市川崎区小田栄２丁目１番５―102号
債務者　榎本　克利
１　決定年月日時　平成24年６月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月28日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２７０号
川崎市高津区梶ケ谷３丁目15番地５　ＣＳ堂乃下105
債務者　堀田　伸夫
１　決定年月日時　平成24年６月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月28日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２７１号
川崎市高津区梶ケ谷３丁目15番地５　ＣＳ堂乃下105
債務者　堀田なお美
１　決定年月日時　平成24年６月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月28日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２７７号
川崎市宮前区馬絹1406番地２　トーカド宮崎台Ｓ―11
債務者　高橋　　雅
１　決定年月日時　平成24年６月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月28日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２７８号
川崎市高津区北見方３丁目１番45号　Ｙ・Ｓハイツ３、前住所川崎市高津区千年819番地
債務者　川田　正枝
１　決定年月日時　平成24年６月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月28日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２８０号
川崎市宮前区平１丁目１番64号
債務者　小島　礼子
１　決定年月日時　平成24年６月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月28日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２８３号
川崎市多摩区南生田２丁目11番４号　シドポルテ３―101
債務者　深澤　きさ
１　決定年月日時　平成24年６月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月28日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２８６号
川崎市幸区古市場２丁目109番地９　コーポ高橋101
債務者　藤田　美和
１　決定年月日時　平成24年６月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月28日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第２８７号
川崎市幸区古市場２丁目109番地９　コーポ高橋101
債務者　藤田　一成
１　決定年月日時　平成24年６月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年８月27日まで
５　免責審尋期日　平成24年８月28日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係